

平成 30 年 11 月 27 日

卒業生 様

府立だいせん聴覚高等支援学校
校 長 藤原 彰子

平成 31 年度大学等進学予定者用給付奨学金採用候補者の追加募集について（お知らせ）

晩秋の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。
日頃から本校教育にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
さて、標記について、下記のとおり募集しますのでお知らせいたします。

記

1 制度の概要

高等学校等において優れた生徒であって、大学等への進学の目的および意志が明確であるにも関わらず、経済的理由により進学が極めて困難な生徒に対して、返還の必要のない給付奨学金を交付することにより、大学等への進学を後押しすることを目的とする。

2 給付金額

(1) 進学先学校の設置者・通学形態により決まります（月額）

進学先	国立・公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学 高等専門学校(4年生) 専修学校(専門課程)	2万円	3万円	3万円	4万円

(2) 通信教育課程に進学する人

受講の形態	対象・資格	給付期間(回数)	給付額	
夏季・冬季スクーリング	正科生	面接授業を受ける 年度について1回	年額5万円	
放送大学	全科履修生で面接 授業を受ける人			
通年スクーリング	通年の面接授業を 受ける人	面接授業を受ける 機関について月額	自宅 3万円	自宅外 4万円

(3) 一時金について

「社会的養護を必要とする人」は、一時金として入学時に別途24万円の交付を受けることができます。

3 申し込み対象

(1) 平成31年度に高等学校等を卒業し大学等へ進学する予定の者、又は高等学校等卒業2年以内で平成31年度に大学等への進学予定の者が対象となります。

(2) 人物について

- ①学習活動、学校行事等、その他生活全般を通じて、態度、行動が給付奨学生に相応しいこと。
- ②進学に対して強い意志があり、進学の目的および進学後の人生設計が明確であること。
- ③将来、良識ある社会人として活動し、社会に貢献する人物となる見込みがあること。

(3) 家計について

以下のいずれかに該当する者

- ①家計支持者が個人住民税（市町村民税）所得割を課されていないこと（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること）かつ 家計支持者の収入の年額が第一種奨学金の収入基準額以内であること 及び 資産要件（下表参照）を満たすこと
- ②生活保護を受給していること（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）
- ③社会的養護を必要とする生徒等の場合は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）上の措置として以下の施設等に入所等していること（生徒等が18歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる）こと）
 - ・児童養護施設（児童福祉法第41条に規定する施設）
 - ・児童心理治療施設（同法第43条の2に規定する施設）
 - ・児童自立支援施設（同法第44条に規定する施設）
 - ・児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者（同法第6条の3第1項に規定する事業を行う者）
 - ・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者（同法第6条の3第8項に規定する事業を行う者）
 - ・里親

資産の基準額及び資産の申告について

申込資格	資産の基準額 【本人及び家計支持者（原則父母）の資産の合計額】	スカラネットによる申告	「資産の申告書」の提出
住民税（市区町村民税所得割）非課税世帯	家計支持者2人 ：2,000万円以下 家計支持者1人 ：1,250万円以下	本人と家計支持者の資産の合計額が基準額以下であるか否か回答	必要
生活保護受給世帯	（申告不要）	（入力不要）	不要
社会的養護を必要とする人	本人の資産 ：1,250万円以下	本人の資産の合計額が基準額以下であるか回答	必要

申告が必要な資産について

資産	資産の内容
預貯金	普通預金、定期預金等
有価証券	株式、国債、社債、地方債等
投資信託	—
現金	いわゆるタンス預金（金融機関に預け入れしていない現金の蓄え）
貴金属等（※1）	投資用資産として保有する金・銀等（延べ棒）
負債（※2）	ローン、借入金等

※1 宝石（指輪等）は含みません。

※2 預貯金、有価証券、投資信託、現金、貴金属等の資産の合計額が基準額を超えた場合は、負債分の金額を相殺した（差し引いた）金額を申告することができます。

4 申込期限 **平成30年11月30日（金）**

- ※1 申し込み締め切りは厳守をお願いします。
- ※2 奨学金の申し込みを希望する生徒は早めに担任を通して総務部奨学金担当へ申し出てください。後日、必要書類をお渡しします。
- ※3 学校からの推薦人数に限りがありますので、対象となる生徒が多数の場合、校内で選考により決定いたします。